平成２５年（フ）第６９号
岩手県陸前高田市小友町字財当22番地１　財当地区民有地仮設住宅第５－３号、住民票上の住所岩手県陸前高田市小友町字唯出22番地２
債務者　戸羽　昭政
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第８８号
盛岡市松園２丁目８番９号
債務者　小川　洋平
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１５７号
千葉県柏市千代田１丁目１番13号　アクレール千代田101号　木村方
債務者　菊池　　舞（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２４号
神戸市兵庫区湊川町10丁目19番13号　河野第３ハイツ102号
債務者　今村プレス工業こと　今村　　光
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７５号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番167―401号
債務者　坂田由紀子
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４２号
神戸市長田区真野町１番19号
債務者　小西由希子
１　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７１号
鹿児島県曽於市大隅町岩川6627番地、前住所千葉県山武市松ヶ谷ロ731番地17
債務者　橋口　雄二
１　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６４９５号
大阪府八尾市恩智中町２丁目174番地
債務者　杉山　栄作
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９７号
大阪府高槻市氷室町４丁目２番29号　レオパレス門203号、前住所大阪市東淀川区北江口４丁目３番２号　２Ｆ
債務者　相田　幹夫
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１０号
大阪市東住吉区矢田２丁目５番６号　グランドフォーム細田202号
債務者　福田志津香（旧姓寺内）
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５２号
大阪市西淀川区姫島１丁目24番26号　グランソシエ姫島301号室
債務者　井上　亜美
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８９号
大阪市住之江区御崎４丁目２番12―210号　酒井方、前住所大阪市住之江区泉１丁目３番38号
債務者　安藤由紀夫
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０７号
大阪市平野区瓜破東４丁目１番14―401号
債務者　西谷　秀人
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２７号
大阪市東淀川区菅原７丁目７番15号　ドルチェ・ビータ103号
債務者　田路　光洋
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４９号
大阪府東大阪市森河内東２丁目５番10号、前住所大阪府東大阪市森河内東２丁目18番20号アネックスヒロ306号
債務者　松浪　文代
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８６号
大阪市西成区出城３丁目５番２―303号
債務者　磯村　　薫
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１６号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―603号
債務者　奥田　好和
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部